

競争ルールの検証に関するWG（第54回） 関係者ヒアリング ご説明資料

KDDI株式会社

2024年3月28日



1 ミリ波対応端末

2 端末下取りサービス

3 不良在庫特例の見直し

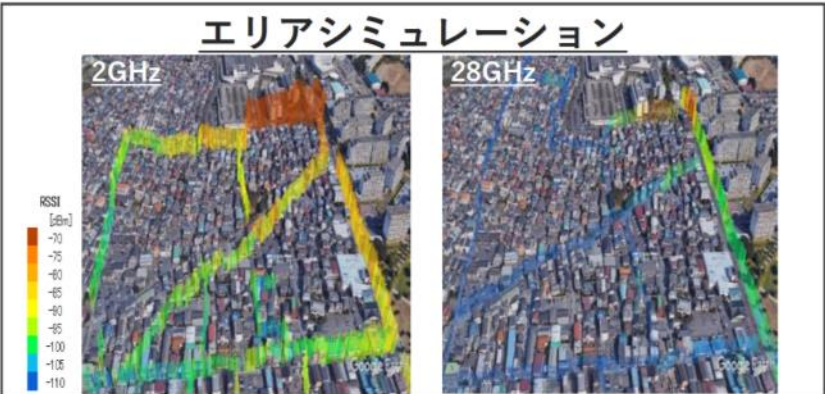
**1****ミリ波対応端末****2****端末下取りサービス****3****不良在庫特例の見直し**



1. ミリ波対応端末

ミリ波の周波数特性上、カバレッジはミッドバンド・ローバンド上にスポット展開 トラヒック高密度エリアやソリューションニーズ等への対応が現実的な利用シーン

ミリ波の特性



利用シーン

高トラフィックエリア

商業地域や屋内の中でも、人口が密集するスポットで活用

品川駅 コンコース

札幌地下街

仙台アーケード街

スタジアム・工場

スマートファクトリー (JFEスチール様)

センサーで取得した大量のデータを一括収集。各設備を一括制御し、製造現場全体を最適化

スポーツイベントの活性化 (豊田スタジアム様)

スマートグラス等を活用したスタツツ情報の表示等の新たな観戦体験を提供



1. ミリ波対応端末

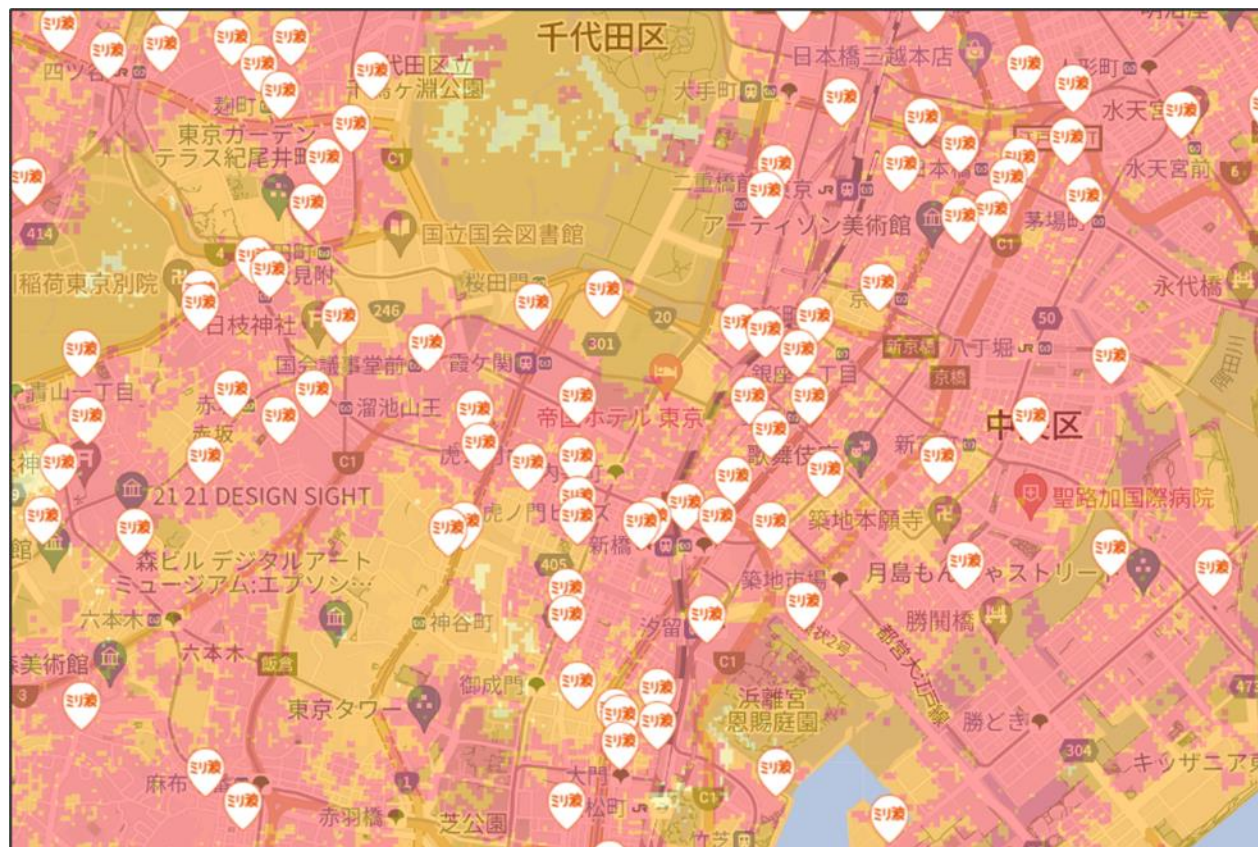
ミリ波のメリット・デメリットは以下のとおり ミリ波利用が可能な場所をエリアマップ^o上に表示し周知

メリット

- 高速かつ大容量のデータ転送
- 同時接続数が多い

デメリット

- 伝播距離が短く、直進性が強いいため建物等の障害物の影響を受けやすい
- 気象条件（雨や霧等）の影響を受けやすい

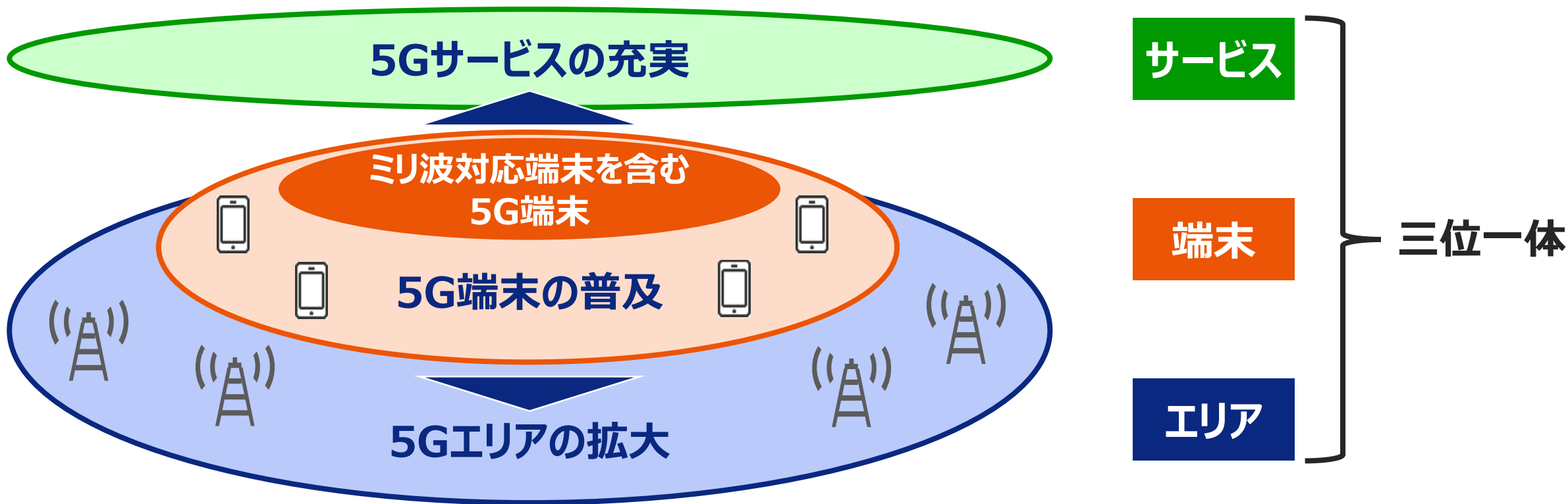


出典：弊社ホームページ (<https://www.au.com/mobile/area/map/>)



1. ミリ波対応端末

ミリ波は本格普及期に向けて**エリア整備・サービス・端末の三位一体**で普及を図ることが重要

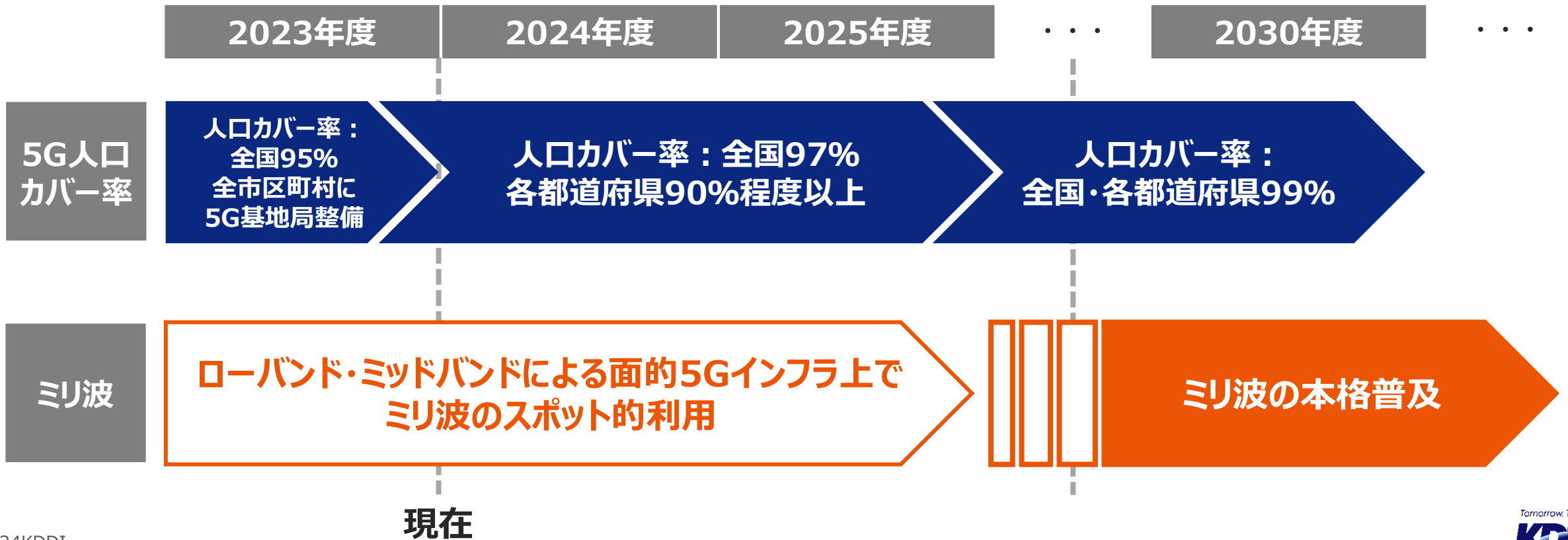


ミリ波のメリットを享受できる時期を見据えたミリ波対応端末の普及促進は必要
ミリ波普及が本格化する時期の見極めが重要



1. ミリ波対応端末

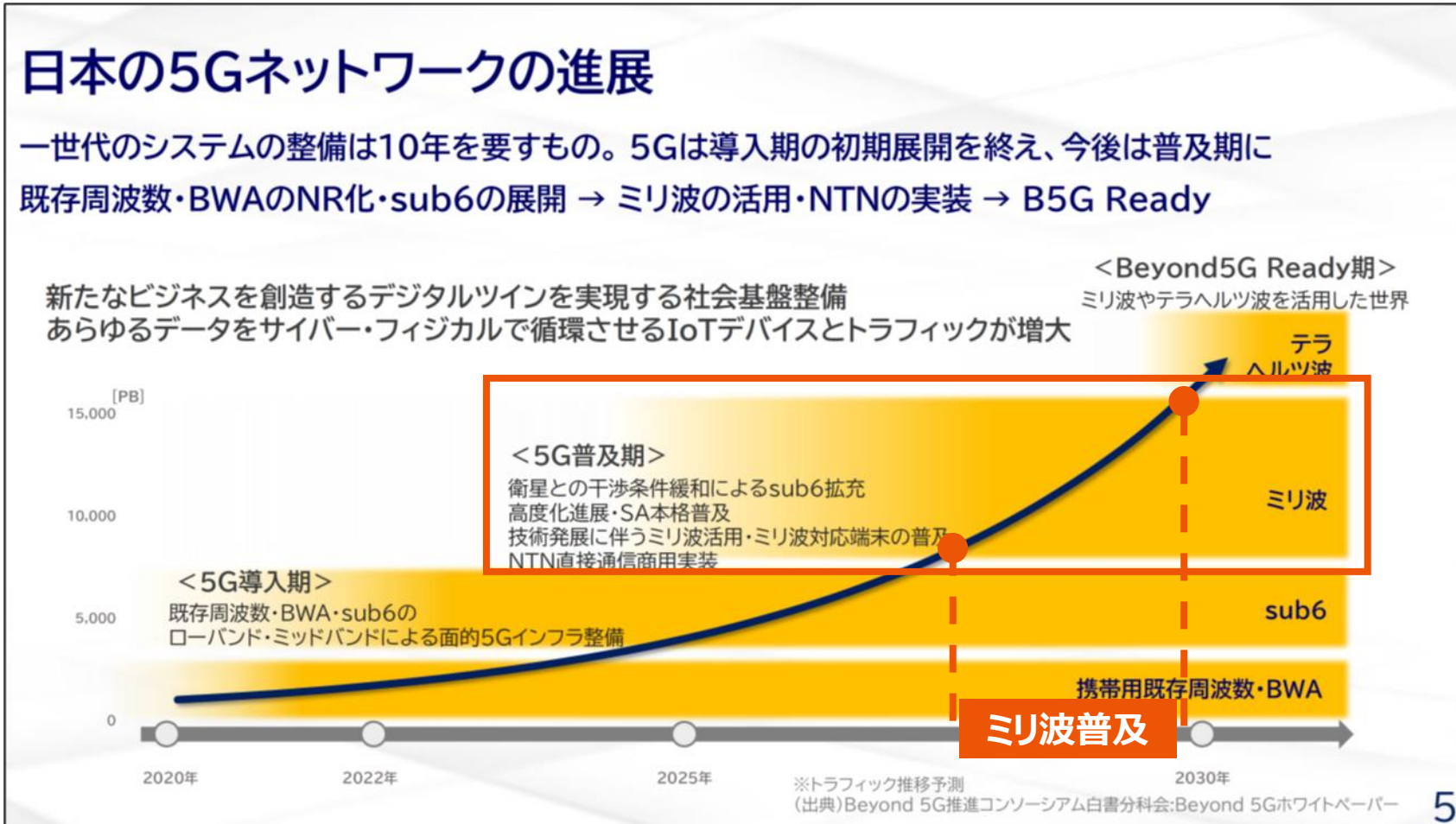
ミリ波対応端末の普及は将来に向けて必要
まずは、デジタル田園都市国家インフラ整備計画の目標である
5G人口カバー率を着実に達成していくことが重要





1. ミリ波対応端末

ミリ波活用に関する本格普及は2020年代後半からと想定



出典：「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（第4回）」弊社説明資料



1. ミリ波対応端末

ミリ波対応端末に限定して割引上限を緩和しても
ミリ波端末の普及に伴い**現行の2~4万円ルールが形骸化するおそれ**
時限的措置とする場合でも**開始・終了時期の見極めが課題**

規律の形骸化

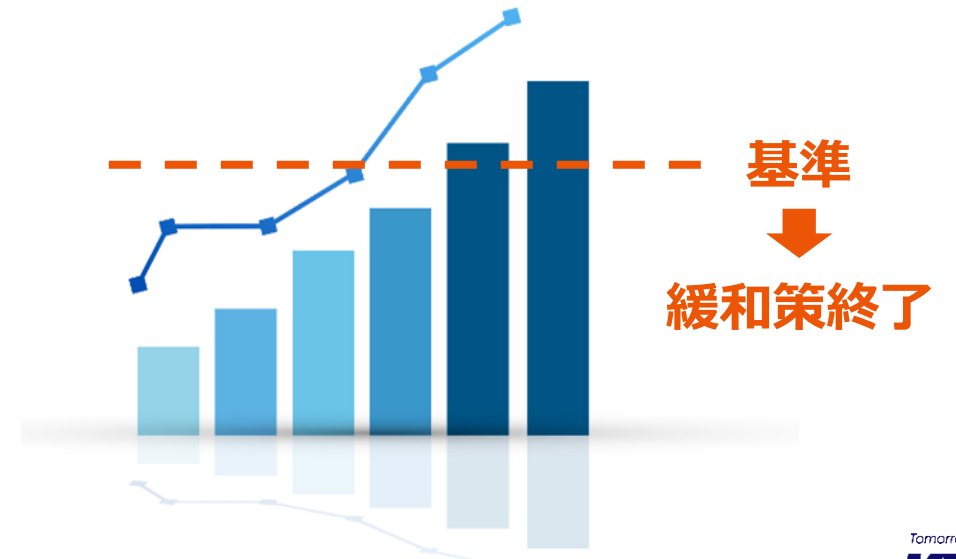
販売されるほとんどの端末がミリ波対応端末となった場合
ほとんどの端末に4万円以上の割引が適用され
2~4万円ルール形骸化のおそれ

通信と端末の完全分離



割引上限緩和策終了の見極め

どのような状況となれば政策目標が達成されるのか
予め基準を策定し割引上限緩和策の
終了時期を見極めることは難しい





1. ミリ波対応端末

現時点でミリ波対応端末のみの割引上限の見直しについて拙速に結論を出すのではなく
ミリ波の本格普及期に向けていつどのような対応が必要なのか
海外の動向も見ながら制度設計について慎重な議論が必要
国民への公平なアプローチとして政府主導の施策の実施も考えられる
(国の補助金による端末メーカー支援、マイナポイントの活用など)





(参考) 端末価格帯別のARPU

ミリ波対応端末に限らず、高価格帯端末利用者のARPUは高くなる傾向

構成員限り

**1****ミリ波対応端末****2****端末下取りサービス****3****不良在庫特例の見直し**



2. 端末下取りサービス

お客様のニーズや利便性向上を踏まえて

「通常品」以外の査定となった場合にキャンセルできるよう秋頃目途に対応予定（前倒しも検討）

構成員限り

**1****ミリ波対応端末****2****端末下取りサービス****3****不良在庫特例の見直し**



3. 不良在庫特例の見直し

不良在庫端末特例は
「製造が中止されていない端末」「製造が中止された端末」によって割引上限が異なる仕組み
現在は、グローバル共通端末を調達・販売するビジネスモデルに変化

製造中止有無	最終調達日 からの期間	割引上限
中止されていないもの	24カ月	対照価格の半額
中止されたもの	12カ月	対照価格の半額
	24カ月	対照価格の8割

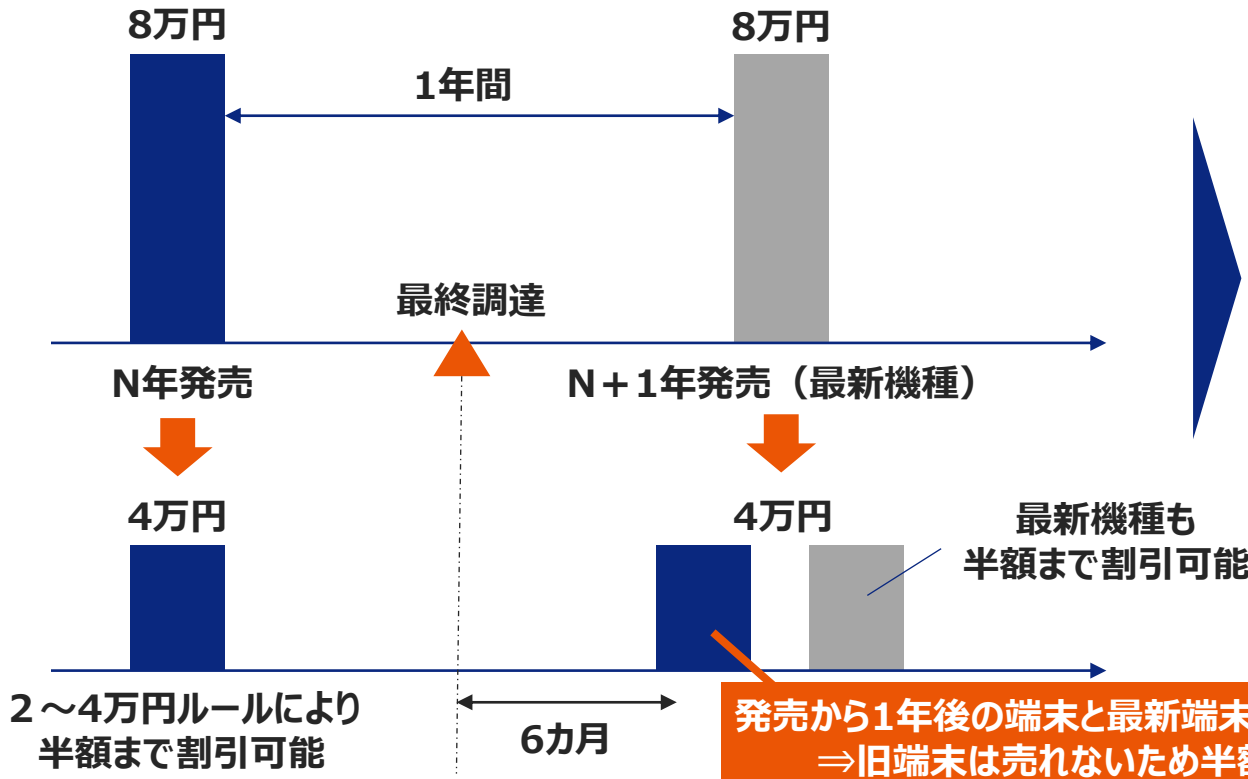
グローバル共通端末の製造中止は日本のモバイル市場とは無関係
製造中止の有無に関わらず最終調達日からの経過期間によって
割引上限が決定される仕組みに見直しを要望



3. 不良在庫特例の見直し

最終調達日からの期間及び割引上限については
1年ごとに新端末が販売されること、端末調達が概ね半年間行われることに鑑み
下記の見直しを行うことが妥当

現行ルールの場合



基本的考え方

製造中止有無	最終調達日からの期間	割引上限
中止されないもの	6ヵ月以上	対照価格の半額以上
中止されたもの		

条件廃止

ただし...



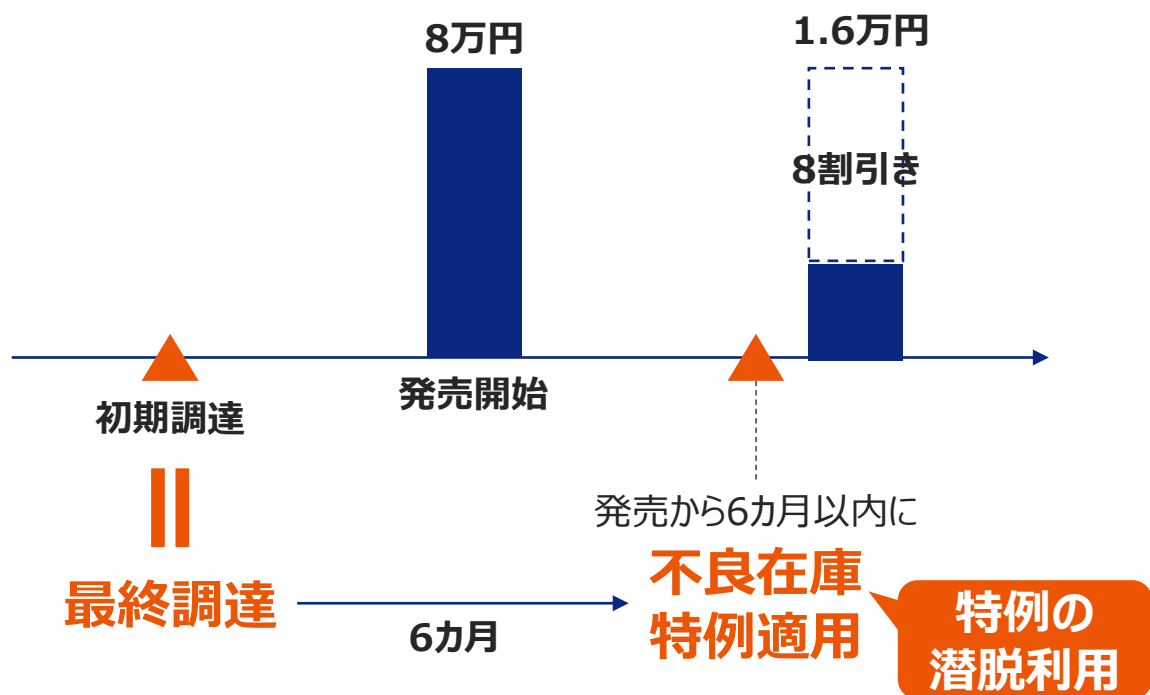
3. 不良在庫特例の見直し

例えば、初期調達時に大量調達する（適正な調達を行わない）ことで、
最終調達日＝初期調達日となり、早期に大幅割引が可能となることを懸念

不良在庫特例は最終的な手段であることを踏まえると

少なくとも最終調達日から1年間は特例適用不可とすることで早期の潜脱的な運用を抑止

潜脱的運用の例（前ページの見直し案の場合）



見直し案

最終調達日 からの期間	割引上限
12か月	対照価格の8割



早期の潜脱的な運用抑止のため
最終調達日からの期間を確保



3. 不良在庫特例の見直し

弊社の端末調達については、需要予測等に基づき調達を実施しており
不良在庫とならないよう適正な端末調達を実施



「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

